

保医発0731第2号  
平成26年7月31日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について(平成26年3月5日保医発0305第6号)について下記のとおり改正し、平成26年8月1日から適用することとするので、その取扱いに遺憾のないよう配慮されたい。

記

1 3(5)を次のように改める。

(5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂又はポリエステル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。

(参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（平成24年3月5日保医発0305第6号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>3(5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフィン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂、<u>アクリリック樹脂又はポリエステル樹脂</u>であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。</p>	<p>3(5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフィン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂又はアクリリック樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。</p>